

## 令和3年度定例監査実施結果（下期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果について、同条第9項の規定により公表する。

1 監査実施機関数 116機関（年間定例監査対象機関数266機関）

2 監査対象期間 前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査実施期間 令和3年9月15日～令和4年2月17日

### 4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は、「時間外勤務手当に係る事務処理は、適切に行われているか。」を重点事項とし、行政監査と併せて実施した。

### 5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

### 6 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。

指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、次のとおりである。

令和3年度下期分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2		1		1	1				5
指導事項		24	5	21	2	7	12		25		96
注意事項		1	7	4	1	1	17				31
合計	0	27	12	26	3	9	30	0	25	0	132

令和2年度下期分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項										2	2
指導事項		15	2	21	7	6	2	1	10		64
注意事項		3		3	5		7		3		21
合計	0	18	2	24	12	6	9	1	13	2	87

令和3年度下期と令和2年度下期との対比（A－B）

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2		1		1	1			▲2	3
指導事項		9	3		▲5	1	10	▲1	15		32
注意事項		▲2	7	1	▲4	1	10		▲3		10
合計	0	9	10	2	▲9	3	21	▲1	12	▲2	45

## 7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、4機関で5件あった。

(1) [畜産酪農技術センター（長坂支所）]（給与1）

住居手当について、支給要件である住居届が提出されていないにもかかわらず、予備監査日までに手当が153,000円支給されているものがあった。

(2) [農林高等学校]（収入1、契約1）

①生産物校内販売により直接収納した現金収入について、財務規則第45条に定める払込期限を7日以上遅延して指定金融機関に払い込まれていた。（892,100円）

②自動販売機設置に係る県有財産賃貸借契約について、契約保証金が納付される前に契約が締結されていた。

(3) [巨摩高等学校]（収入1）

令和3年度の行政財産使用料について、予備監査日現在、調定されていなかった。

（合計105,778円）

(4) [都留興譲館高等学校]（財産1）

令和2年9月1日付け及び令和3年2月27日付け消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書において、自動火災報知設備及び非常放送設備に不良箇所があったが、消防法第8条の規定による防火管理上必要な整備が行われていなかった。

## 8 指導事項の主な内容

- (1) 収入（24件） 収入未済（15件）など
- (2) 支出（5件） 資金前渡精算が適切に行われていなかったもの（2件）など
- (3) 給与（21件） 給与の諸手当の認定及び支給が適切に行われていなかったもの（9件）など
- (4) 物品（2件） 備品原簿と現物が一致しないもの（1件）など
- (5) 財産（7件） 借受財産の移動報告が行われていなかったもの（4件）など
- (6) 契約（12件） 日直代行業務委託契約において、事務手続きが適切に行われていなかったもの（6件）など
- (7) 重点事項（25件） 令和2年度における週休日の振替等に伴う時間外勤務手当等の支給が適切に行われていなかったもの

## 9 注意事項の主な内容

- (1) 収入（1件） 収入証紙の消印が納付のあった日に押されていないもの
- (2) 支出（7件） 雑部金繰越整理簿の記載内容に不備があったもの（2件）など
- (3) 給与（4件） 通勤手当の認定において、不備のあったもの（2件）など
- (4) 物品（1件） 備品シールが貼付されていないもの
- (5) 財産（1件） 公有財産台帳の記載内容が誤っていたもの
- (6) 契約（17件） 契約書に貼付すべき収入印紙の金額に誤りがあったもの（8件）など

○ 令和3年度の定例監査の実施状況

監査実施機関数 266機関

監査対象期間 (上期) 令和2年度

(下期) 前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

監査実施期間 令和3年4月19日～令和4年2月17日

令和3年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		3		1		1	2				7
指導事項		68	8	26	6	24	27		43		202
注意事項		3	9	4	1	3	31	2			53
合計	0	74	17	31	7	28	60	2	43	0	262

令和2年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1								2	3
指導事項	1	59	6	31	12	17	6	1	24		157
注意事項		4		4	6	1	13		11		39
合計	1	64	6	35	18	18	19	1	35	2	199

令和3年度と令和2年度との対比(A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2		1		1	2			▲2	4
指導事項	▲1	9	2	▲5	▲6	7	21	▲1	19		45
注意事項		▲1	9		▲5	2	18	2	▲11		14
合計	▲1	10	11	▲4	▲11	10	41	1	8	▲2	63

○ 総括的意見

- 内部統制の整備・運用による再発防止の徹底について

令和3年度の定例監査結果を前年度と比較すると、指摘事項が4件、指導事項が45件、注意事項が14件、全体で63件増加しているが、指摘事項や指導事項は、今後重大な事務処理ミスへ繋がる可能性のあるインシデントと考えられる。

一方、地方自治法の改正により、本県においても内部統制制度が導入され、令和3年度から内部統制評価が始まったところであるが、各機関におかれては、監査結果を踏まえた内部統制のリスク項目の継続的な点検・整備を図る等、不適切な事務処理の再発防止に向けた対策の徹底に努められたい。